

本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画「概要」

1 改定の目的

2020年（令和2年）1月に国内で、2月には県内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）※（以下「新型コロナ」という。）の患者が確認され市民生活及び社会経済活動に大きな影響を受けることとなった。

こうした新型コロナの対応における経験を踏まえ、新たな「本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）に基づき感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

2 改定の概要

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（2012年（平成24年）法律第31号。以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府計画」という。）及び岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）に基づき策定するものであり、また、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

[改定のポイント]

- ①対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを大きく準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取り組みを充実させる。
- ②対策項目をこれまでの6項目を見直し7項目に拡充するほか、感染が長期化する可能性も踏まえ、数次にわたる感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及等に応じ、対策を機動的に切り替えていくことを明確化する。

第1 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

1 本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

市行動計画は、前述のとおり、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき策定するものであり、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

したがって、有事においては、県と連携し感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況など踏まえ、市としての対応方針や実施すべき対策を決定し、その決定に従い、医療機関、事業者、市民一人ひとりがそれぞれの役割

等を共通に理解し、一体となって対応していくこととなる。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

目標1 感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

目標2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。

2 対策の基本的な考え方

(1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、市行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルスを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

(2) 基本理念

- 1) 感染症対策は、感染症が人や地域を選ばず、市民一人ひとりの生命及び健康を脅かすものであり、早期の制御が不可欠であることに鑑み、迅速かつ的確に、徹底して行われなければならない。
- 2) 感染症対策は、感染症が医療のみならず経済、教育等に幅広く影響を与えることに鑑み、行政機関、医療機関、事業者、市民等が一体となり相互の理解と協力により行われなければならない。

(3) 基本姿勢

- 1) 新型コロナウイルス対応における最大規模の体制による対応
- 2) 迅速かつ柔軟な対応

3) 想定外の事態への臨機応変な対応

(4) 対策の基本的な考え方

市行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

3 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目標である「感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

見直しによる対策項目については、国及び県の行動計画が示す13項目の対策項目について策定するところであるが、市行動計画においては13項目の内、特に市が重点（必要）とする部分について策定するものである。

なお、他の「情報収集・分析」「サーベイランス（事態の推移を調査・監視）」「水際対策」「医療」「治療薬・治療法」「検査」については、国及び県からの情報提供を含め、連携を密にして進める。

上記のことを踏まえ市が進める対策項目は以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

①実施体制	⑤保健
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑥物資
③まん延防止	⑦市民生活及び市民経済の安定の確保
④ワクチン	

第3 各対策項目の考え方及び取り組み

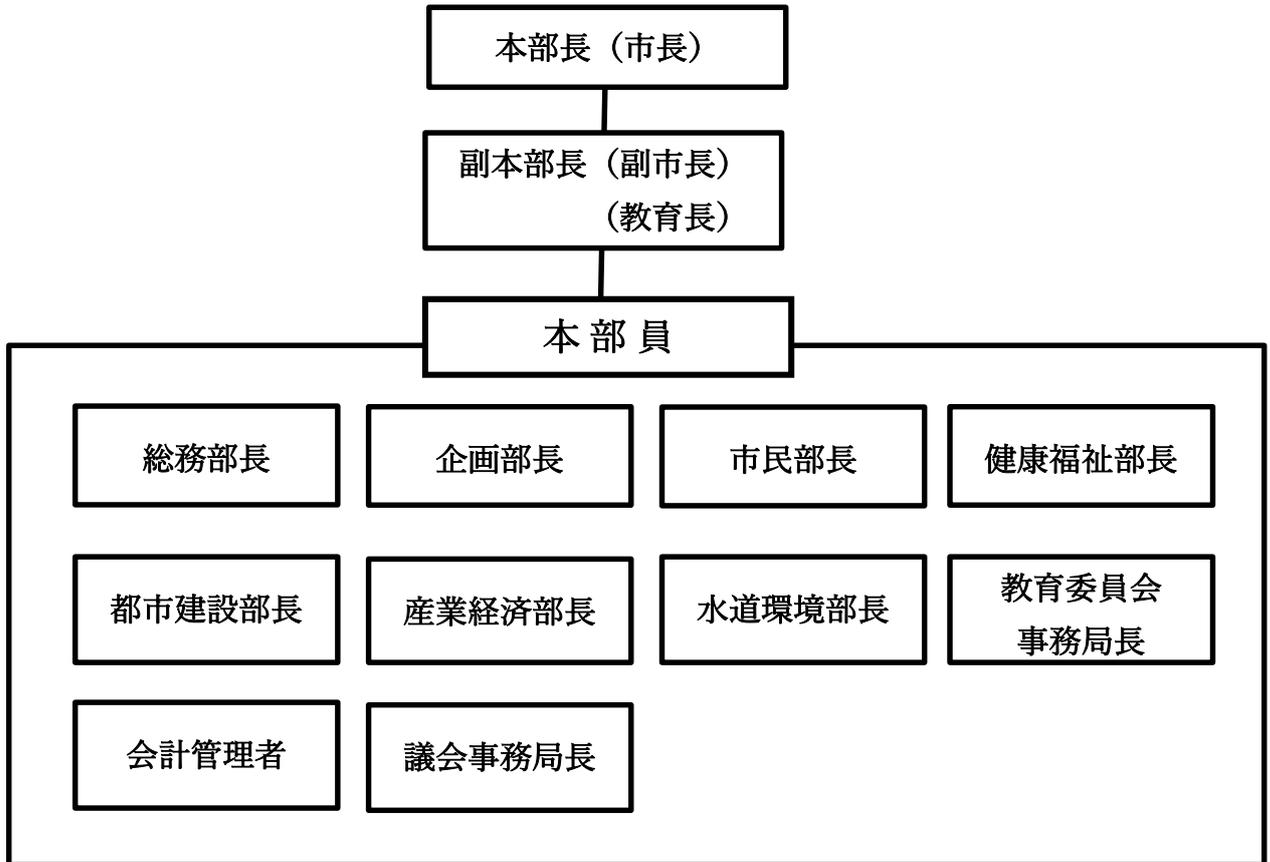
1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて本巢市新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「市対策推進会議」という。）を開催し、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら取り組みを推進する。

市は、新型インフルエンザ等が発生し、県対策本部が設置され、県内発生早期であると公表されたときは、速やかに市長を本部長とした本巢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

【対策本部の構成】



本菓子市新型インフルエンザ等対策推進会議	
部 長	健康福祉部長
副部長	総務部長
部 員	各課長等

事務局（主）	健康支援課
事務局（副）	総務課

なお、平時から拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、有事の対応に向けた練度の向上を図る。

さらには、市行動計画の定期的なフォローアップを行いながら、状況の変化を捉え不断の見直しを行う。

(1) 準備期

1-1 協議・意思決定体制の整備

1-2 業務執行体制の整備

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、世界的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、市では、県内外で感染の疑いを把握した場合には関係機関間の情報共有や対策の検討・準備を進める。

2-1 協議・意思決定体制の確保

1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した段階

2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された段階

2-2 業務執行体制の確保

2-3 必要な予算の確保

(3) 対応期

3-1 協議・意思決定体制の拡大・見直し

3-2 業務執行体制の拡大・見直し

3-3 総合調整・指示

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、行政、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう、リスク情報とその見方を共有することが重要である。

そのため、平時からの普及啓発に加え、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報を適時適切に提供・共有し、市民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

1-1 平時における情報提供・共有

1-2 偏見・差別等に関する啓発

1-3 偽・誤情報に関する啓発

1-4 有事における体制整備

1-5 双方向コミュニケーションの体制整備

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- ② 個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染状況に応じて、感染対策の徹底や冷静な対応を呼び掛けるメッセージ等を発出する。
- ③ 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染状況等の公表に際し、統合的な情報提供・共有を行うことができるよう努める。

2-2 公表基準の明確化

2-3 偏見・差別等への対応

2-4 偽・誤情報への対応

2-5 双方向コミュニケーションの実施

(3) 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、初動期から引き続き、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用

可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

- ② 個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染対策の徹底や冷静な対応を呼び掛けるように努める。
- ③ 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等の感染状況等の公表に際し、ワンボイスによる一体的かつ統合的な情報提供・共有を行うことができるよう努める。

3-2 公表基準の見直し

3-3 偏見・差別等への対応

3-4 偽・誤情報への対応

3-5 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

1) 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- ② 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること
- ③ 市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- ④ 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取り組みが早期の感染拡大防止に必要なこと

2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明
- ② こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

3-6 双方向コミュニケーションの実施

3 まん延防止

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制することで、確保した医療提供体制における対応を可能とし、市民の生命と健康を保護する。そのため、平時から対策を適切かつ迅速に決定できるよう、必要な指標やデータ等を整理しておく。

1-1 対策の実施に係る指標等の整理

1-2 平時における対策強化に向けた理解促進・準備

1-3 有事における対策強化に向けた理解促進・準備

1-4 避難所におけるまん延防止対策

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じられるよう、対策決定の判断に要する情報を収集する等、準備を進める。

2-1 県内でのまん延防止対策の準備

2-2 独自のまん延防止対策の実施

(3) 対応期

「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による外出自粛や休業要請等の強度の高い措置を発出されることも含め、県と連携して医療ひっ迫を回避し、市民の生命と健康を保護するとともに、市民の生活・社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

また、対策の効果や影響を勘案しながら、感染動向、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等、状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行う。

3-1 まん延防止対策の実施

3-2 患者や濃厚接触者への対応

3-3 患者や濃厚接触者以外の住民への対応

1) 独自のまん延防止対策の実施

3-4 その他の事業者に対する協力要請

3-5 学級閉鎖・休校等の要請

3-6 避難所におけるまん延防止

3-7 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

1) 封じ込めを念頭に対応する時期

2) 病原体の性状等に応じて対応する時

①病原性及び感染性がいずれも高い場合

②病原性が高く、感染性が高くない場合

③病原性が高くなく、感染性が高い場合

④子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

4) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期 (D)

ワクチン

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生に備え、県、医療機関等と連携し、ワクチンの円滑な流通と接種を実現するため、必要な体制の確保に向けた準備を進める。

- 1-1 接種に必要な資材の準備
- 1-2 流通に係る体制の整備
- 1-3 特定接種の体制整備
- 1-4 住民接種の体制整備
- 1-5 健康福祉部以外の分野との連携
- 1-6 ワクチンに対する理解促進

(2) 初動期

国及び県からワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき医療機関、関係団体、専門家等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。

具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、必要な協力の要請を検討する。

- 2-1 県からの情報収集
- 2-2 接種体制の構築
- 2-3 接種に携わる医療従事者の確保
- 2-4 住民からの相談対応の準備

(3) 対応期

市は、県等と連携し、ワクチンの接種方針を決定し、この方針の下、初動期に確保した接種体制により、ワクチンの接種を実施する。この際、実際の供給量や医療従事者等の確保状況等を踏まえ、随時、接種方針の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を市民に分かりやすく伝えるとともに、副反応等への相談・診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

- 3-1 接種体制・供給方針の決定
- 3-2 接種体制の確保
- 3-3 地方公務員に対する特定接種の実施
- 3-4 住民接種の実施
 - 1) 予防接種体制の確保
 - 2) 接種に関する情報提供・共有
 - 3) 接種体制の拡充
 - 4) 住民からの相談への対応
 - 5) 接種記録の管理

3-5 情報提供・共有

3-6 健康被害・副反応への対応

5 保健

(1) 準備期

感染症有事において、市は県及び保健所などと協力・連携し、相談対応等の協力体制を整え、地域における感染症対策の中核的な役割を担う。

(2) 初動期

感染症発生初期は、住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等の発生が公表された後に迅速に対応できるようにする。

2-1 有事体制への移行準備

2-2 市の相談対応

2-3 市におけるリスクコミュニケーション

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し地域において、市が中心となり感染症対応業務を着実に遂行することで、住民の生命及び健康を保護する。

その際、業務の一元化、外部委託、ICTの活用等による業務効率化を進め、感染拡大による業務過多の際には、庁内からの応援職員等により体制を拡大するほか、事業継続のため、優先すべき業務への重点化を実行する。

また、その後の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等の変化を踏まえ、庁内の体制を縮小する等、柔軟な見直しを行う。

3-1 有事体制への移行

1) 相談対応

2) クラスター対策

3) 健康観察及び生活支援

4) リスクコミュニケーション

3-2 迅速な対応体制への移行（流行初期）

3-3 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し（流行初期以降）

6 物資

(1) 準備期

感染症対策物資等である、医薬品、個人防護等に関する物資を計画的に備蓄するとともに、その他必要な物資の備蓄が進むよう、定期的に備蓄状況を確認しながら、備蓄に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1 市における物資等の備蓄

1-2 医療機関における物資等の備蓄

1-3 福祉施設における物資等の備蓄

(2) 初動期

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、物資の備蓄状況を確認しながら、十分な量の確保を進めるとともに、不足が見込まれる場合は、必要量の確保に努める。

また、福祉施設に対しては、物資を必要とする施設への配布を検討するほか、個人防護具の使用法の指導等を実施し、感染の予防及び拡大防止につなげる。

2-1 物資等の備蓄状況等の確認

2-2 福祉施設への物資等の配布

(3) 対応期

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、医療機関における物資の備蓄状況に不足が見込まれる場合は、市は県との調整も含め備蓄分を必要に応じ医療機関等に配布することを検討する。

3-1 物資等の備蓄状況等の確認等

3-2 医療機関への物資等の配布

3-3 福祉施設への物資等の配布

3-4 物資等の供給に関する相互協力

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、市民生活及び社会

経済活動の安定確保・影響の最小化のために必要となる支援について、その手続きや仕組みを構築する。その際、DXを推進し、正確に、また迅速かつ効率的に処理できる方法を検討しておく。

- 1-1 情報共有体制の整備
- 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備
- 1-3 事業継続計画の策定の勧奨及び支援
- 1-4 物資及び資材の備蓄
- 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

(2) 初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に対し、事業継続や感染対策等の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、経済、観光、教育等の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討し、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた必要な準備を講じる。

- 2-1 事業継続に向けた準備等の要請
- 2-2 遺体の火葬・安置

(3) 対応期

市は、県と連携した準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取り組みを実行に移す。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和し、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、市民及び事業者に対し、必要な支援を行う。

- 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応
 - 1) 心身への影響に関する施策
 - 2) 生活支援を要する者への支援
 - 3) 教育及び学びの継続に関する支援
 - 4) サービス水準に係る市民への周知
 - 5) 生活関連物資等の価格の安定等
- 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
 - 1) 事業継続に向けた要請
 - 2) 事業者に対する支援
 - 3) 地方公共団体及び指定（地方）公共機関による措置
 - ① 水道事業者である市として、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置

- ② 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ③ 鉄道、旅客自動車及び貨物運送事業者である指定(地方)公共機関、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置
- ④ 電気通信事業者である指定公共機関、通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置

3-3 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

1) 法令等の弾力的な運用

3-4 各種支援や措置の周知・広報